

工事中の盛土等は届出が必要です

既に工事等に「着手」し、令和7年4月1日以降も工事中の盛土等は、**令和7年4月1日から21日以内（令和7年4月22日まで）**に盛土等に関する**届出の提出が必要です。**

「着手」とは？

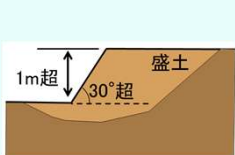
工事現場において設計図書と照合して行う、最初の土地の形質変更（根切り工事、くい打ち工事等）又は土石の堆積を行うことを言います

届出が必要となる盛土等の例と規模

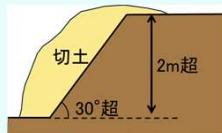
- 例) 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 例) 土石の堆積（一時的な堆積）
- 例) 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成等

【土地の形質の変更（盛土・切土）】

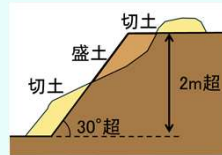
① 高さが1m超の崖を生ずる盛土



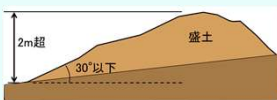
② 高さが2m超の崖を生ずる切土



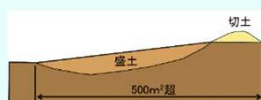
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）



④ 高さが2m超となる盛土（①、③を除く）

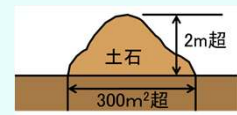


⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）

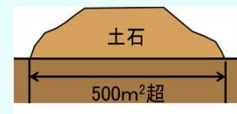


【土石の堆積】

① 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの



② 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの



※他法令で許可を受けた盛土等も届出が必要な場合があります。

※届出後、工事の内容が変わる場合は、盛土規制法の許可が必要になることがあります。

問合せ先 盛土規制法の届出・各種申請・許認可について

県土整備局 河川下水道部
砂防課 厚木南駐在事務所

046-223-1711

盛土規制法・県土砂条例について

県土整備局 河川下水道部
砂防課

045-210-6511

開発許可によるみなし許可について

県土整備局 建築住宅部
建築指導課

045-210-6248

最新の情報は砂防課ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/morido/moridounyou.html>



【砂防課HP】

届出等の受付窓口は砂防課ホームページでお知らせしています。

届出書に添付する書類

※ 届出書は、砂防課ホームページからダウンロードしてください。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000以上	
地形図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 方位 土地の境界線 	1/2,500以上	
土地の 平面図	【土地の形質変更】 <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 方位 土地の境界線 盛土又は切土をする土地の部分 崖の位置 擁壁の位置 崖面崩壊防止施設の位置 排水施設の位置 地すべり抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	1/2,500以上	<p>写真を添付する場合は、写真を撮った地点及び方向を矢印で書き込んでください。</p> <p>土地の形質変更で、植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付記してください。</p>
	【土石の堆積】 <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 方位 土地の境界線 作業構台等の位置 空地の位置 柵等の位置 側溝等の位置 鋼矢板等の位置 	1/500以上	
写真 ※一定の規模を超える工事の場合に、上記に追加して添付してください。	盛土又は切土をしている土地、もしくは一時堆積を行っている土地及びその付近の状況 <ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土もしくは土石の堆積の高さ 区域付近の状況（人家等保全対象との距離、道路や河川との位置関係） 	※写真の添付が必要となる一定の規模を超える工事 <p>【土地の形質変更】</p> <ol style="list-style-type: none"> 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの 切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの <p>【土石の堆積】</p> <ol style="list-style-type: none"> 高さが5mを超える土石の堆積でその面積が1,500㎡を超えるもの ⑥に該当しない土石の堆積でその面積が3,000㎡を超えるもの 	